

# 給食無償 33市町村に拡大

2026年度	小学校(月額)	中学校(月額)	2026年度	小学校(月額)	中学校(月額)	2026年度	小学校(月額)	中学校(月額)
水戸市	無償	無償	鹿嶋市	無償	5,600	美浦村	無償	無償
笠間市	無償	第3子から無料	潮来市	無償	無償	阿見町	無償	無償
ひたちなか市	無償	4,700	神栖市	無償	無償	河内町	無償	無償
常陸大宮市	無償	3,900	行方市	無償	無償	利根町	無償	無償
那珂市	無償	4,700	鉾田市	無償	無償	古河市	無償	無償
小美玉市	無償	無償	土浦市	無償	無償	結城市	無償	無償
茨城町	無償	無償	石岡市	無償	無償	下妻市	無償	無償
大洗町	無償	第4子から無料	龍ヶ崎市	無償	無償	筑西市	無償	無償
城里町	無償	無償	取手市	無償	5,080	坂東市	無償	無償
東海村	無償	4,600	牛久市	無償	無償	桜川市	無償	無償
大子町	無償	無償	つくば市	無償	4,700	常総市	無償	無償
日立市	無償	無償	守谷市	1,000	2,000	八千代町	無償	無償
常陸太田市	無償	無償	稲敷市	無償	無償	五霞町	無償	無償
高萩市	無償	無償	かすみがうら市	無償	無償	境町	無償	無償
北茨城市	無償	無償	つくばみらい市	無償	4,300	◆変更や相違がありましたらお知らせください		

出典：日本共産党茨城県委員会発行 「茨城民報」2026年4月号より抜粋

表1 市内小中学校及び公立保育所及び幼稚園の消耗品等予算の推移

	款.項目	説明		当初予算額(千円)				R8/R7(%)	執行率(%)		
				R5	R6	R7	R8	昨年度比	R4	R5	R6
小学校	10.2.1 学校管理費	12.学校管理運営に要する経費	消耗品費	53,278	59,520	59,861	33,670	56.2%	99.8	90.3	93.3
		13.学校保健管理に要する経費	消耗品費	6,072	5,895	6,099	5,434	89.1%	97.0	95.0	98.9
		14.備品整備に要する経費	学校管理備品	25,143	27,335	26,678	18,326	68.7%	93.3	99.9	90.6
			児童用机・椅子	5,968	6,649	8,791	5,585	63.5%			
	15.施設管理に要する経費	消耗品費	143	809	4,559	2,761	60.6%	96.5	94.2	92.7	
	10.2.2 教育振興費	13.教材整備に要する経費	消耗品費	19,047	145,476	15,115	12,269	81.2%	98.8	97.3	99.1
			図書備品	18,950	40,313	28,920	14,099	48.8%			
14.特別活動に要する経費		消耗品費	6,739	6,860	7,151	5,282	73.9%	98.5	81.2	94.3	
16.教材備品整備に要する経費		教材備品	21,389	23,526	25,879	12,940	50.0%	93.8	98.2	76.3	
中学校	10.3.1 学校管理費	12.学校管理運営に要する経費	消耗品費	30,856	34,778	34,062	19,080	56.0%	99.3	83.6	85.6
		13.学校保健管理に要する経費	消耗品費	4,347	4,615	4,614	2,644	57.3%	95.1	93.4	97.8
		14.備品整備に要する経費	学校管理備品	9,623	12,674	12,621	7,287	57.7%	95.2	98.7	87.1
			児童用机・椅子	2,899	3,230	4,152	2,042	49.2%			
	15.施設管理に要する経費	消耗品費	99	412	3,462	941	27.2%	95.0	96.1	92.0	
	10.3.2 教育振興費	13.教材整備に要する経費	消耗品費	11,525	10,829	61,981	5,693	9.2%	99.9	97.6	98.9
			図書備品	11,700	19,915	11,826	5,878	49.7%			
14.特別活動に要する経費		消耗品費	7,266	7,335	7,330	5,355	73.1%	99.2	99.8	99.9	
16.教材備品整備に要する経費		教材備品	12,274	13,501	14,851	8,168	55.0%	90.8	97.0	82.3	
幼稚園	10.4.1 幼稚園費	12.幼稚園管理に運営に要する経費	消耗品費	5,317	5,455	5,751	2,850	49.6%	97.1	90.1	93.7
		14.幼児教育振興に要する経費	消耗品費	2,863	2,820	2,987	1,538	51.5%	86.0	90.6	84.3
		16.備品整備に要する経費	幼稚園管理備品	4,950	5,940	5,084	3,531	69.5%	86.6	72.8	57.1
保育所	3.2.4 保育所費	11.保育所運営に要する経費	消耗品費	22,655	27,413	25,905	11,475	44.3%	91.7	93.0	88.4
		13.保育所管理に要する経費	修繕料	11,340	13,178	11,818	7,628	64.5%			
			庁用備品	7,491	2,814	2,758	0	0.0%			
			乳児用備品	1,200	962	796	0	0.0%			
			一般児童用備品	6,773	4,979	4,767	1,866	39.1%			
			厨房備品	3,293	678	717	150	20.9%			

出典：山中が令和5～8年度一般会計予算書及び令和6年度「主要施策の成果及び予算執行の実績報告書」から抜粋し作成

## 1 学校徴収金（学校預り金）

学校における教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費（公費）と受益者負担の考えに基づく経費（公費に準じた経費「以下、私費という。」）とに分かれる。

私費は、PTA等の関係団体のための経費（団体費）と学年・学級経営、教材購入のための経費、部活動の運営のための経費等、保護者が学校に納める経費（個人負担金）とに分かれる。個人負担費、団体費、を「学校徴収金」（学校預かり金）という。

その徴収は校長の校務掌理権（学校教育法 37条4項）の一貫として各教員が校務分掌により担当するのが一般的である。

## 2 公費と私費の負担区分の明確化

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる「公費」と、児童生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」があります。

学校の管理運営や教育に必要な経費については、原則、設置者である市が負担すべきであり（地方財政法第27条の4）、安易にPTA等の学校の運営支援等を行う関係団体に負担を求めることは適切でなく、保護者負担の軽減の観点からも、公費と私費の負担区分を明確にした上で、適正な会計処理を行うことが望ましい。公費・私費の負担区分は、概ね次の観点に立って区分することができる。（別表1）

別表1 公費・私費の負担区分の基準

① 公費負担とすべき経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の人件費      ○授業料      ○教科用図書</li> <li>○施設整備費</li> <li>○学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費</li> <li>○その他管理、指導のために要する経費</li> </ul>
② 私費負担とすべき経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>児童生徒個人の所有物に係る経費（受益者負担の考え）</u></li> <li>※学校、家庭いずれにおいても使用できるものや学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材、教具として使用するもの (教科書以外の個人用図書、ノート、文房具、補助教材学習用具等)</li> <li>○<u>修学旅行・宿泊学習・現場実習・遠足・観劇の参加費等、実験実習費など教育活動の結果として、その教材教具そのもの、又はそこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの</u>に係る経費</li> <li>○生徒会活動や部活動などの生徒の活動に係る経費</li> <li>○PTA等の団体活動や管理運営費</li> </ul>
③ PTA等から支援を受けることが可能な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が負担する経費（配分予算）で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望むPTA等の考えに基づき、学校教育の充実・発展のため、PTA等の同意のもとに善意・自発的な要望がある場合は、PTA等からの支援を受けることは可能とする。</li> </ul>

別表2 公費及び私費の個別基準（例示）

区分	項目	内容	① 公費負担とすべき 項目	② <u>私費負担</u> とすべき 項目	③ PTA等から支援を 受け取ることが可 能な経費
教育活動に係る経費	(1)教科活動	①設備の整備に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業等に必要なもの（机、椅子、黒板、教壇、教卓等）</li> <li>・授業用教材等作成必要なもの（印刷機、コピー機、パソコン等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの（ICT機器、多機能印刷機等）</li> </ul>
		②授業・指導に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業において教・実習等の指導に必要なもの（教員用教科書、指導書、教員用副教材、<b>教科教材費、実験実習費等</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒個人の所有となるもの（副教材、教科教材費、文房具、美術・書道用具、画用紙等）</li> <li>・教育活動の結果として、その教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの（実験実習費等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの（特別講師謝金、施設使用料等）</li> </ul>
		④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等に係る消耗品代</li> <li>・教科用備品の修理代</li> <li>・学校指定物品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒を被保険者として加入する保険料（日本スポーツ振興センター掛金、賠償責任保険料等）</li> <li>・体操着、上履き、カバン、靴、帽子等</li> </ul>	
	(2)特別活動	①儀式的行事、運動会、体育祭、文化祭遠足・集団宿泊等の学校行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式的行事の実施に必要なもの</li> <li>・入学式、卒業式に要する消耗品、印刷代（案内状、生花、来賓等リボン等）</li> <li>・学級運営指導に係る消耗品等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行、実習、遠足、芸術鑑賞等の参加費、交通費、宿泊費</li> <li>・児童生徒個人に渡る物品経費（卒業アルバム等）</li> <li>・PTA等の要望により用意する卒業生のコサージュ等</li> <li>・学校行事等に係る個人的な経費</li> <li>・学年、学級個人単位の掲示等に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式的行事の実施に必要な経費で、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの（卒業証書ファイル、体育館用シート、冷暖房機器など）</li> <li>・児童生徒が自主的な活動として展示発表会等で使用するものでより良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの</li> </ul>
		②学級活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動に係る消耗品、印刷費等（文化祭、体育祭、運動会や委員会活動に係る経費等）</li> </ul>	
		③児童会・生徒会活動			

出典：学校徴収金取扱要項 <公費・私費負担区分等ガイドライン>  
令和3年4月（令和5年3月改訂版）つくば市教育委員会